**運営規程作成例について**

○この作成例は、障害児通所支援事業を行う上で遵守すべき事項について、下記の基準等に基づき作成されています。

・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

・熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

○例文と同じでなくても構いませんが、この順番で作成いただくと県における指定申請等の審査時の確認が速やかに行えます。

○作成の都合上、多機能型の場合も含めて、条文例を全て載せています。

【全】　全事業にあてはまる事項

【児】　児童発達支援事業（児童発達支援センター以外）にあてはまる事項

【セ】　児童発達支援事業（児童発達支援センター）にあてはまる事項

【医】　医療型児童発達支援にあてはまる事項

【居】　居宅訪問型児童発達支援にあてはまる事項

【放】　放課後等デイサービスにあてはまる事項

【保】　保育所等訪問支援にあてはまる事項

○多機能型事業所の場合、当該事業所で行う複数事業を一の運営規程にまとめて作成しても構いません。（本作成例の対象としている事業のみを行う場合に限る）

○運営規程の作成の仕方

　①事業所が実施する指定障害児通所支援事業の種類に応じて必要な条文を適宜コピーし、当該事業所用に修正して下さい。

　②各条文の「第　条」の空白部分にしていますので、上から順に、第１条、第２条と数字を埋めてください。

**【事業所名】　運営規程**

**第１章　事業の目的等**

　（事業の目的）

第　　条　「法人名」（以下「事業者」という。）が運営する「事業所名」（以下「事業所」という。）の【指定障害児通所支援事業名】（以下、「指定通所支援」という。**※**）は、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・を目的とする。【全】

|  |
| --- |
| *→【指定障害児通所支援事業名】には、事業所で提供する障害児通所支援事業（「指定児童発達支援」等）を記載してください。（以下同じ。）**→※複数の障害児通所支援事業を提供している場合は、複数事業の総称として「指定通所支援」等と定義することが出来ます。**当該定義づけをした場合は、以下の例文中【指定障害児通所支援事業名】とあるのは、「指定通所支援」等と書き換えてください。* |

　（一般原則）（*第３条←指定基準省令の条文の番号。以下同じ。）*

第　　条　事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下、「【障害児通所支援事業名】計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して【指定障害児通所支援事業名】を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供することを目的とする。【全】

２　事業者は、事業所等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った【指定障害児通所支援事業名】の提供に努めるものとする。【全】

３　事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者総合支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下、「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。【全】

４　事業者は、事業所等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。【全】

　（事業所の名称及び所在地）

第　　条　事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1)　名　称　・・・・*（→事業所名を記載）*【全】

(2) 所在地 ・・・・*（→事業所在地を記載）*【全】

　（提供する指定障害児通所支援の種類、利用定員及び主たる対象とする障害の種類）

第　　条　事業者が本事業所において提供する指定障害児通所支援の種類、利用定員及び主として対象者は次のとおりとする。【全】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指定通所支援の種類 | 利用定員 | 事業の主たる対象とする障害の種類 |
| 【指定通所支援の事業名】 | ○○名 | 【主たる障害の種類】 |
| 【指定通所支援の事業名】 | ○○名 |  |

|  |
| --- |
| *→【利用定員】指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの多機能型の特例（通じて１０名）の場合は、児童発達支援と放課後等デイサービスの利用定員のセルを結合して、「通じて１０名」と記載してください。**→【事業の主たる対象とする障害の種類】主たる障害の種類を定めない場合は「特定なし」、主たる障害の種類を定める場合（種別：重症心身障害児、難聴児、知的障害児）は、主たる障害の種類を記載してください。* |

２　事業者は、前項の利用定員を超えて【指定障害児通所支援事業名】の提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。*（第39条）*【児，セ，医，放】

**第２章　運営の方針及び虐待防止のための措置**

　（取扱方針）*（第26条）*

第　　条　事業者は、第○条第一項（※（【障害児通所支援事業名】計画の作成等）を参照）に規定する【障害児通所支援事業名】計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、【指定障害児通所支援事業名】の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。【全】

|  |
| --- |
| *→「【障害児通所支援事業名】計画」には、事業所で提供するサービスに応じて、「児童発達支援計画」「放課後等デイサービス計画」「通所支援計画」等と記載してください。（以下同じ。）* |

２　事業所の従業者は、【指定障害児通所支援事業名】の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。【全】

３　事業者は、その提供する【指定障害児通所支援事業名】の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。【全】

４　事業者は、前項の規定により、その提供する【指定障害児通所支援事業名】の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、その【指定障害児通所支援事業名】を利用する障害児の保護者による評価を受け、常にその【指定障害児通所支援事業名】の質の改善を図ることとする。

(1)　その提供する【指定障害児通所支援事業名】を利用する障害児及びその保護者の意向、当該障害児の適性、当該障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

 (2)　従業者の勤務体制及び資質の向上のための取組の状況

 (3)　 【指定障害児通所支援事業名】の事業の用に供する設備、備品等の状況

 (4)　関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

 (5)　その提供する【指定障害児通所支援事業名】を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

 (6)　緊急時等における対応方法及び非常災害対策

 (7)　 【指定障害児通所支援事業名】の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況 　【児,放】

５　事業者は、おおむね１年に１回以上、前項の評価の結果及び同項の改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表することとする。【児,放】

６　事業者は、その提供する【指定障害児通所支援事業名】の質について定期的に外部の者（当該【指定障害児通所支援事業名】を利用する障害児の保護者を除く。）による評価を受け、その結果を公表し、常にその【指定障害児通所支援事業名】の質の改善を図るよう努めることとする。【児,放】

　（提供拒否の禁止）*（第14条）*

第　　条　事業者は、正当な理由がなく、【指定障害児通所支援事業名】の提供を拒んではならない。【全】

（サービス提供困難時の対応）*（第16条）*

第　　条　事業者は、事業所の通常の事業の実施地域（事業所が通常時に【指定障害児通所支援事業名】を提供する地域をいう。第　　条第　号（※（通所利用者負担額の受領（保育所等訪問支援のみ該当））参照）及び第　　条第　項（※（通常の事業の実施地域）参照）において同じ。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な【指定障害児通所支援事業名】を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。【全】

（指導、訓練等）*（第30条）*

第　　条　事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うものとする。【全】

２　事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行うものとする。【全】

３　事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行うものとする。【全】

４　事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。【全】

５　事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。【全】

（食事）*（第31条）*

第　　条　事業所において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとする。【セ，医】

２　食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。【児，セ，医】

３　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うものとする。【児，セ，医】

４　事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めるものとする。【セ，医】

*→　本条は、当該事業所が食事の提供を行わない場合は規定不要です。*

（社会生活上の便宜の供与等）*（第32条）*

第　　条　事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行うものとする。【全】

２　事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めるものとする。【全】

（健康管理）*（第33条）*

第　　条　事業者（指定児童発達支援を行う場合に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行うものとする。【セ，医】

２　前項の事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握するものとする。【セ，医】

|  |  |
| --- | --- |
| 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 | 通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断 |
| 障害児が通学する学校における健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 |

３　事業所の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。【セ，医】

（心身の状況等の把握）*（第19条）*

第　　条　事業者は、【指定障害児通所支援事業名】の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。【全】

（指定障害児通所支援事業者等との連携等）*（第20条）*

第　　条　事業者は、【指定障害児通所支援事業名】の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。【全】

２　事業者は、【指定障害児通所支援事業名】の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。【全】

（身体拘束等の禁止）*（第44条）*

第　　条　事業者は、【指定障害児通所支援事業名】の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。【全】

２　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。【全】

３　事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

　一　身体拘束等の適正化のための対策を県弄する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

　二　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

　三　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。【全】

（虐待等の禁止）*（第45条）*

第　　条　事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。【全】

２　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

　一　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

　二　事業所において、従業者に対し、虐待の防止のために研修を定期的に実施すること。

　三　前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。【全】

（懲戒に係る権限の濫用禁止）*（第46条）*

第　　条　事業所の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。【セ，医】

**第３章　従業者の職種、員数及び職務内容**

　（従業者の職種、員数及び職務内容）*（第5条、第6条、第56条、第66条、第73条）*

第　　条　本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者　１名【全】*（第7条、第36条）*

ア　事業所の管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行うものとする。【全】

イ　事業所の管理者は、事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。【全】

(2) 児童発達支援管理責任者　○名【全】

　児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。*（第27条第1項）*

　次条に規定する【障害児通所支援事業名】計画の作成に関する業務に関すること。【全】

(3) 医師　○名【医】*（第56条）*

　医師は、　　　　　　　の提供において、・・・・・・・を行う。

(4）嘱託医　○名　○○医院　【児，セ】*（第5条、第6条）*

(5) 看護師　○名【児，セ，医】*（第5条、第6条、第56条）*

　看護師は、　　　　　　　　　　の提供において、・・・・・・・を行う。

(6) 理学療法士　○名【医】*（第56条）*

　理学療法士は、　　　　　　　　の提供において、・・・・・・・を行う。

(7) 作業療法士　○名【医】*（第56条）*

作業療法士は、　　　　　　　　の提供において、・・・・・・・を行う。

(8) 児童指導員　○名【セ，医】*（第5条、第6条、第56条）*

　児童指導員は、　　　　　　　　の提供において、・・・・・・・を行う。

(9) 指導員　○名【児，放】*（第66条）*

　指導員は、　　　　　　の提供において、・・・・・・・を行う。

(10)保育士　○名【児，セ，医，放】*（第5条、第6条、第56条、第56条）*

　保育士は、　　　　の提供において、・・・・・・・を行う。

(11)言語聴覚士【セ】*（第6条）*

(12)機能訓練担当職員　○名【児，セ，医，放】*（第5条、第6条、第56条、第56条）*

　職業指導員は、　　　　　の提供において、・・・・・・・を行う。

(13)訪問支援員　○名【居,保】*（第6条）*

　訪問支援員は、　　　　　　の提供において、・・・・・・・を行う。

(14)栄養士　○名【セ】*（第6条）*

栄養士は、　　　　　　の提供において、・・・・・・・を行う。

(15)調理員　○名【セ】*（第73条）*

　調理員は、・・・・・・・を行う。

(16)事務員　○名

　事務員は、・・・・・・・を行う。

*→　事業所に配置している全ての従業者を職種ごとに、員数・職務内容を具体的に記載してください。なお、基準により置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇名****以上****」と記載することも差し支えありません。*

（【障害児通所支援事業名】計画の作成等）*（第27条）*

第　　条　管理者は、児童発達支援管理責任者に【障害児通所支援事業名】計画の作成に関する業務を担当させるものとする。【全】

２　児童発達支援管理責任者は、【障害児通所支援事業名】計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をするものとする。【全】

３　児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接するものとする。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。【全】

４　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、【指定障害児通所支援事業名】の具体的内容、【指定障害児通所支援事業名】を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した【障害児通所支援事業名】計画の原案を作成するものとする。この場合において、障害児の家族に対する援助及び事業所が提供する【指定障害児通所支援事業名】以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて【障害児通所支援事業名】計画の原案に位置付けるよう努めるものとする。【全】

５　児童発達支援管理責任者は、【障害児通所支援事業名】計画の作成に当たっては、障害児に対する【指定障害児通所支援事業名】の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、【障害児通所支援事業名】計画の原案について意見を求めるものとする。【全】

６　児童発達支援管理責任者は、【障害児通所支援事業名】計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該【障害児通所支援事業名】計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。【全】

７　児童発達支援管理責任者は、【障害児通所支援事業名】計画を作成した際には、当該【障害児通所支援事業名】計画を通所給付決定保護者に交付するものとする。【全】

８　児童発達支援管理責任者は、【障害児通所支援事業名】計画の作成後、【障害児通所支援事業名】計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、【障害児通所支援事業名】計画の見直しを行い、必要に応じて、当該【障害児通所支援事業名】計画の変更を行うものとする。【全】

９　児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。【全】

一　定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。【全】

二　定期的にモニタリングの結果を記録すること。【全】

10　第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する【障害児通所支援事業名】計画の変更について準用する。【全】

（児童発達支援管理責任者の責務）*（第28条）*

第　　条　児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。【全】

　（1）　次条に規定する相談及び援助を行うこと。

　（2）　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（相談及び援助）*（第29条）*

第　　条　事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。【全】

**第４章　営業日及び営業時間**

　（営業日及び営業時間）

第　　条　本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。【全】

(1) 営業日は、○曜日から○曜日とする。ただし、*（休日を記載）*を除く。

(2) 営業時間は、営業日の○時から○時までとする。

(3) サービス提供時間は、営業日の○時から○時までとする。

*→　曜日・時間の具体的な記述をしてください。なお、サービス種類・サービス提供単位等でｻｰﾋﾞｽ提供時間等が異なる場合は、分けて記載してください。*

*〔ｻｰﾋﾞｽ提供時間がｻｰﾋﾞｽ種類により異なる場合の記載例）*

 *(1) 営業日は、○曜日から○曜日とする。ただし、（休日を記載）を除く。*

*(2) 営業時間は、営業日の○時から○時までとする。*

*(3) サービス提供時間は、次のとおりとする。*

|  |  |
| --- | --- |
| *障害児通所支援事業の種類* | *ｻｰﾋﾞｽ提供時間* |
| *児童発達支援* | *ｻｰﾋﾞｽ単位A* |  *○時から○時まで* |
| *ｻｰﾋﾞｽ単位B* |  *○時から○時まで* |
| *ｻｰﾋﾞｽ単位C* |  *○時から○時まで* |
| *医療型児童発達支援* |  *○時から○時まで* |
| *放課後等デイサービス* |  *○時から○時まで* |
| *保育所等訪問支援* |  *○時から○時まで* |

**第５章　サービスの内容及び利用者から受領する費用の額**

（【指定障害児通所支援事業名】の内容）*（第4条）*

第　　条　事業所で行う【指定障害児通所支援事業名】の内容は、次のとおりとする。【全】

|  |
| --- |
| *→本条文については、事業所で行う指定障害児通所支援事業ごとに分けて記載してください。* |

(1)　【障害児通所支援事業名】計画の作成

(2)　基本事業

ア　日常生活訓練

歩行訓練、軽スポーツ、音楽活動等

イ　集団生活適応訓練

会話、手話、点字、パソコン操作等

ウ　創作的活動

絵画、工作、園芸等

エ　更生相談

医療、福祉、生活の相談等

オ　介護方法の指導

家族等に対する介護技術指導等

カ　健康指導

健康チェック、健康相談等

キ　介護サービス

更衣、排泄等の身体介助

ク　送迎サービス

事業所の所有する車両により、障害児の自宅と事業所との間の送迎を行う。

２ 前項に規定するもののほか、給食サービス及び入浴サービスを行うものとする。

|  |
| --- |
| *→事業所において行う支援の内容に従い、サービス毎に各項目の記載を加除修正してください。（事業所が行わない項目は削除すること）**→指導、訓練の内容に加え、必要に応じて、行事及び日課等の内容を記載してください。* |

（身分を証する書類の携行）*（第71条の11）*

第　　条　事業者は、指定保育所等訪問支援を行う際は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。【居,保】

（受給資格の確認）*（第17条）*

第　　条　事業者は、【指定障害児通所支援事業名】の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。【全】

（障害児通所給付費の支給の申請に係る援助）*（第18条）*

第　　条　事業者は、【指定障害児通所支援事業名】に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。【全】

２　事業者は、【指定障害児通所支援事業名】に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行うものとする。【全】

（内容及び手続の説明及び同意）*（第12条）*

第　　条　事業者は、通所給付決定保護者が【指定障害児通所支援事業名】の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第　　条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該【指定障害児通所支援事業名】の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。【全】

２　事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。【全】

（サービスの提供の記録）*（第21条）*

第　　条　事業者は、【指定障害児通所支援事業名】を提供した際は、当該【指定障害児通所支援事業名】の提供日、内容その他必要な事項を当該【指定障害児通所支援事業名】の提供の都度記録するものとする。【全】

２　事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から【指定障害児通所支援事業名】を提供したことについて確認を受けるものとする。【全】

（契約支給量の報告等）*（第13条）*

第　　条　事業者は、【指定障害児通所支援事業名】を提供するときは、当該【指定障害児通所支援事業名】の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した【指定障害児通所支援事業名】の量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第三項及び第四項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載するものとする。【全】

２　契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。【全】

３　事業者は、【指定障害児通所支援事業名】の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告するものとする。【全】

４　前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。【全】

（事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）*（第22条）*

第　　条　事業者が、【指定障害児通所支援事業名】を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。【全】

２　前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに規定する支払については、この限りでない。【全】

（通所利用者負担額の受領）*（第23条）*

第　　条　事業者は、【指定障害児通所支援事業名】を提供した際は、通所給付決定保護者から当該【指定障害児通所支援事業名】に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。【児，セ，放】

２　事業者は、法定代理受領を行わない【指定障害児通所支援事業名】を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該【指定障害児通所支援事業名】に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。【児，セ，放】

３　事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、【指定障害児通所支援事業名】において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（第一号にあっては、児童発達支援センターである【指定障害児通所支援事業名】事業所に係るものに限る。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。【児，セ，放】

一　食事の提供に要する費用　【セ】

　　ただし、食事提供体制加算対象者については、食材料費のみの負担とし、１日当たり○○○円とする。

二　日用品費　実費【児，セ，放】

三　〇〇費　１回あたり〇〇円【児，セ，放】

|  |
| --- |
| *→前2号以外に徴収するものがある場合は、具体的に記載すること。**なお、支払を受けることができるものは、指定児童発達支援等において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものに限ります。* |

４　前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。【セ】

５　事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。【児，セ，放】

６　事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。【児，セ，放】

（通所利用者負担額に係る管理）*（第24条）*

第　　条　事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該事業者が提供する【指定障害児通所支援事業名】及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該【指定障害児通所支援事業名】及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定するものとする。この場合において、当該事業者は、当該【指定障害児通所支援事業名】及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知するものとする。【全】

（障害児通所給付費の額に係る通知等）*（第25条）*

第　　条　事業者は、法定代理受領により【指定障害児通所支援事業名】に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知するものとする。【児，セ，放，保】

２　事業者は、第　　条第　項（※（通所利用者負担額の受領）参照）の法定代理受領を行わない【指定障害児通所支援事業名】に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した【指定障害児通所支援事業名】の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。【児，セ，放，保】

（通所利用者負担額の受領）*（第60条）*

第　　条　事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。【医】

２　事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。【医】

一　当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額【医】

二　当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額【医】

３　事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。【医】

一　食事の提供に要する費用【医】

二　日用品費【医】

三　前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの【医】

|  |
| --- |
| *→前2号以外に徴収するものがある場合は、具体的に記載すること。**なお、支払を受けることができるものは、指定児童発達支援等において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものに限ります。* |

４　前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。【医】

５　事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。【医】

６　事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。【医】

（障害児通所給付費の額に係る通知等）*（第61条）*

第　　条　事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知するものとする。【医】

２　事業者は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。【医】

（通所給付決定保護者に関する市町村への通知）*（第62条）*

第　　条　事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。【医】

（通所利用者負担額の受領）*（第71条の12）*

第　　条　事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。【居,保】

２　事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。【居,保】

３　事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。【居,保】

４　事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。【居,保】

５　事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。【居,保】

（通所給付決定保護者に関する市町村への通知）*（第35条）*

第　　条　事業者は、【指定障害児通所支援事業名】を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。【児，セ，居，放，保】

**第６章　通常の事業の実施地域**

　（通常の事業の実施地域）

第　　条　通常の事業の実施地域は、○○市及び○○町の全域並びに○○市○○地区とする。【全】

*→　具体的な市町村名を記載してください。「〇〇町の一部・周辺」等のあいまいな表現は避け、客観的に地域が特定できるように記載してください。*

**第７章　サービス利用に当たっての留意事項**

　（サービス利用に当たっての留意事項）【全】

第　　条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第　　条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

*→　利用者がサービスの提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項を規定してください。*

**第８章　緊急時等における対応方法及び非常災害対策**

（緊急時等の対応）*（第34条）*

第　　条　事業所の従業者は、現に【指定障害児通所支援事業名】の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。【全】

　（業務継続計画の策定等）*（第38条の2）*

第　　条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する【指定障害児通所支援事業名】の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。【全】

２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。【全】

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。【全】

（非常災害対策）*（第40条）*

第　　条　事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。【児，セ，医，放】

２　事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。【児，セ，医，放】

３　事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。【児，セ，医，放】

（事故発生時の対応）*（第52条）*

第　　条　事業者は、障害児に対する【指定障害児通所支援事業名】の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。【全】

２　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。【全】

３　事業者は、障害児に対する【指定障害児通所支援事業名】の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。【全】

**第９章　その他運営に関する重要事項**

（連絡調整に対する協力）*（第15条）*

第　　条　事業者は、【指定障害児通所支援事業名】の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（第　　条第一項（※（利益供与の禁止）参照）において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。【全】

（勤務体制の確保等）*（第38条）*

第　　条　事業者は、障害児に対し、適切な【指定障害児通所支援事業名】を提供することができるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。【全】

２　事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって【指定障害児通所支援事業名】を提供するものとする。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。【全】

３　事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

【全】

４　事業者は、適切な【指定障害児通所支援事業名】の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要且つ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。【全】

（衛生管理等）*（第41条）*

第　　条　事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。【全】

２　事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる必要な措置を講じなければならない。

　一　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

　二　事業所における感染症及び食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備すること。

　三　事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の訓練を定期的に実施すること。【全】

（協力医療機関）*（第42条）*

第　　条　事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくものとする。【児，セ，放】

（掲示）*（第43条）*

第　　条　事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。【全】

２　前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。【全】

（秘密保持等）*（第47条）*

第　　条　事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。【全】

２　事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。【全】

３　事業者は、指定障害児入所施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者総合支援法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。【全】

（情報の提供等）*（第48条）*

第　　条　事業者は、【指定障害児通所支援事業名】を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めるものとする。【全】

２　事業者は、広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。【児，セ，放】

（利益供与等の禁止）*（第49条）*

第　　条　事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。【全】

２　事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。【全】

（苦情解決）*（第50条）*

第　　条　事業者は、その提供した【指定障害児通所支援事業名】に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。【全】

２　事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。【全】

３　事業者は、その提供した【指定障害児通所支援事業名】に関し、法第二十一条の五の二十一第一項の規定により都道府県知事又は市町村長（以下この項及び次項において「都道府県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。【全】

４　事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事等に報告するものとする。【全】

５　事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。【全】

（地域との連携等）*（第51条）*

第　　条　事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。【全】

２　事業者は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めるものとする。【セ，医】

（会計の区分）*（第53条）*

第　　条　事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、提供する指定障害児通所支援事業ごとにその会計をその他の事業の会計と区分するものとする。【児，セ，居，放，保】

（記録の整備）*（第54条）*

第　　条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。【全】

２　事業者は、障害児に対する【指定障害児通所支援事業名】の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該【指定障害児通所支援事業名】を提供した日から五年間保存するものとする。【全】

一　第　　条第一項（※（サービスの提供の記録）参照）に規定する提供した【指定障害児通所支援事業名】に係る必要な事項の提供の記録【全】

二　【障害児通所支援事業名】計画【全】

三　第　　条（※（通所給付決定保護者に関する市町村への通知）参照）の規定による市町村への通知に係る記録【全】

四　第　　条第　項（※（身体拘束等の禁止）参照）に規定する身体拘束等の記録【全】

五　第　　条第　項（※（苦情解決）参照）に規定する苦情の内容等の記録【全】

六　第　　条第　項（※（事故発生時の対応）参照）に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録【全】

　（その他）

第　　条　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、○○○*（→法人名を記載）*と本事業所の管理者との協議に基づいて定める。【全】

**附　則**

　この規程は、○○年○○月○○日から施行する。【全】

*→　事業開始日（和暦）を記載する。*

*事業開始後、運営規程を変更する際は、変更年月日に応じて附則を追加する。*